

令和 7 年 3 月 2 8 日

第 3 回 総 会

議 事 録

呉 市 農 業 委 員 会

議 事 録

日 時：令和 7 年 3 月 2 8 日（金） 午後 2 時

場 所：呉市役所 7 階 7 5 5 ～ 7 5 8 号室

付議事項

- 議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消について
- 議案第 14 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- 議案第 17 号 呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

報告事項

- 第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 非農地証明について

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝	9 番 今井 満
10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 岡本 亮二	13 番 島田 徹幸
14 番 大道 正孝	15 番 竹内 誠	16 番 新田 隆次	17 番 石田 尚則
19 番 北村 正次			

欠席委員

5 番 横段 登 18 番 神藤 敦美

推進委員

大畠 和浩 横村 満

事務局

坂原事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野主査 藤並主任 根本主事

（午後 2 時）

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和7年第3回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、6番 高本委員、7番 立花委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、5番 横段委員、18番 神藤委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図そして、資料1「呉農業振興地域整備計画変更理由書」、資料2「令和8年度呉市農業施策に関する要望書」、令和7年度農業委員会総会開催計画表、地区会の開催について、を送付しています。また、本日配付した農業委員会人事異動表です。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、苗代町字札ノ本〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計2,865㎡のいずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、使用賃借人の要望により使用賃借するもので、譲受人は経営規模を拡大し、水稻を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。譲受人は、呉市三条と苗代にお家をお持ちで、農繁期には、苗代を拠点として耕作されています。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：場：なし。

議長：長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：場：異議なし。

議長：長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：２番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：２番の申請地は、郷原町字地蔵平〇〇〇〇番ほか９筆、地目は田又は原野、面積は合計
で２，３４５㎡のいずれも第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲
受人の要望により贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、水稻と野菜を作付けす
るものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：３番 谷です。お母さん名義の農地を家族みんなで耕作されており、長男さんが定年
退職され経営規模を拡大するとのことでした。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：３番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：３番の申請地は、郷原町字野路山麓甲〇〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は合計で７７
３㎡の第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与
するもので、譲受人は経営規模を拡大し、栗を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：３番 谷です。申請地は、譲受人の畑と隣接しております。栗等の果樹を植え、一体管
理されるものです。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：４番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：４番の申請地は、仁方町字二子松〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計で３２８㎡の第２
種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、
譲受人は、新たに野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 畠 委 員：推進委員 大畠です。譲受人は、野菜や花を栽培されます。問題は、無いと思います。
ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：５番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：５番の申請地は、安浦町内海北７丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は１１５㎡の第２
種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため、
売却するもので、譲受人は、新規に野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：１１番 秋光です。申請地は、道路沿いにあります。何時でも耕作が可能な状態です。
ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：６番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：６番の申請地は、安浦町内海南６丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は１，３４０㎡の
第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により、耕作困難なた
め、贈与するもので、譲受人は、新規に野菜及び果樹を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：１１番 秋光です。園地内の倉庫とセットで購入されたものです。問題は、無いと思
います。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町大字中切字南平迫〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,547㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、水稻を作付けするものです。なお、本件につきましては、昨年12月総会で、譲渡人が申請地を遺贈により譲り受ける3条許可を決定していただきましたが、遺贈前の所有者が生前に譲受人に売却しましたが所有権移転登記をしていなかったため、今回の申請に至ったものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。申請地は、譲受人の自宅上にあります。しっかり管理して頂けるものと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、安浦町大字原畑字山田〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計で952㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。写真のとおり、きれいに管理されています。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、下蒲刈町三之瀬字見東〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積合計は650㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作が困難なため、贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、かんきつを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

岡 本 委 員：12番 岡本です。事務局の説明のとおりです。細長い園地で、大きくなった八朔が数本植わっていました。新たに、カンキツを補植されます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第13号「農地法第3条の規定による許可の取消願いについて」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、下蒲刈町下島字土谷〇〇〇〇番、地目は畑、面積は1,220㎡の第2種農地です。令和4年12月27日に農地法第3条の申請による許可を受けたものですが、譲受人は、経営規模を縮小するため、取消願いを提出されました。なお、土地の所有権移転登記は、行われていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

岡 本 委 員：12番 岡本です。申請地は、急傾斜で高齢者の耕作に不向きです。無理して耕作しなくても良いと感じました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町南隠渡2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は87㎡の第2種

農地です。転用目的は、資材置場として利用するものです。しかしながら、モルタル吹付を行い現況の状態となっており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、音戸市民センターの山側400m程の場所になります。耕作放棄して荒らされるぐらいならモルタル吹付した方がましではないでしょうか。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、仁方町字川尻越〇〇番、地目は田、面積は合計で773㎡の第2種農地です。転用の目的は、ドックラン用地として使用するものです。規模等につきましては、譲受人は申請地全体を柵で囲いドックランとして使用するものです。また、この申請地は、平成30年の7月豪雨災害により土石流により甚大な被害を受けた場所です。
関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 畠 委 員：推進委員 大畠です。申請地は、6年前の豪雨災害に遭い、土石が流入したままで、農地として使用できる状況にはありません。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、安浦町大字女子畑字平畑〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,989㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル180枚、発電容量49.5kw及び除草仮置場を整備する計画です。全量自家発電となるため電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋光委員：12番 秋光です。現地への入り口は狭いです。排水路工事を行う等の話は付いていそうです。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：場：なし。

議長：長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：場：異議なし。

議長：長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：長：次に議案第16号「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の農地については、太陽光発電施設に転用する内容で、農地法第5条の規定による農地転用の許可を行っており、その後、工事期間を延長する履行延期承認を行っています。申請の事由につきましては、太陽光発電設備等の納品が遅延及び建築業等の人材不足より、工事が大幅に遅延したことから、工事期間を令和8年12月31日まで延長したい旨の承認申請が出されたものです。

議長：長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

岡本委員：12番 岡本です。コロナの関係で資材の納品が遅れているようですが、近日中には、工事に着手するとのことでした。ご審議よろしくお願いします。

議長：長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

石田委員：17番 石田です。写真を見る限り、3,200㎡ある様には見えません。

事務局：写真の撮り方が悪かったのか、幅が全部入っていません。奥行きも分かり辛いのですが、場所も面積も間違えありません。

議長：長：その他ご意見ありませんか。

議長：場：なし。

議長：長：ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

（呉市農林水産課職員着席）

議 長：次に、議案第 17 号「呉農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について」を議題とします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：「呉農業振興地域整備計画の変更」について、ご説明いたします。はじめに、この計画の制度について、説明させていただきます。この計画は「農業振興地域の整備計画に関する法律」に基づき、優良農地の確保と、計画的な農業振興を図ることを目的としており、年 2 回、必要に応じて計画変更を行うこととしております。この度、この計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備計画に関する法律施行規則第 3 条の 2 に基づき、農業委員会のご意見をお聴きするものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、計画変更について御説明いたします。お手元に配布しております、「呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。この度の計画変更の理由ですが、「2 変更理由」にございますように、呉農業振興地域整備計画について、「農用地区域内の農地を他の用途に供するための除外」により、農用地利用計画の変更の必要性が生じ、変更を行うものです。次に、変更内容について御説明させていただきます。「呉農業振興地域整備計画変更理由書」の 2 枚目の（別紙 1）をご覧ください。こちらは、申請者ごとに番号を設定しております。①から⑦と番号が振られているとおり、この度 7 件の除外の申出が出ております。なお、農用地利用計画において、農用地区域に設定された農地は、農地転用をすることができません。しかしながら、必要かつ適当であり、法律の除外要件を満たしているものについては、農用地区域から除外することが認められております。それでは、各申出の内容を説明させていただきます。もう一部の地図も合わせてご覧ください。番号①ですが、安浦町大字赤向坂字新小屋尻〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇番〇、合計面積 2,066㎡で太陽光発電用地として使用するとの申出でございます。番号②ですが、安浦町大字赤向坂字宮迫〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇番〇、合計面積 595㎡で非農地証明のための除外及び安浦町大字赤向坂字宮迫〇〇〇〇番〇、面積 345㎡で資材置場兼駐車場として使用するとの申出でございます。番号③ですが、安浦町大字女子畑字竹之鼻〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇番〇、合計面積 3,176㎡で太陽光発電用地として使用するとの申出でございます。番号④ですが、安浦町大字女子畑字竹之鼻〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、合計面積 3,203㎡で太陽光発電用地として使用するとの申出でございます。番号⑤ですが、安浦町大字女子畑字竹之鼻〇〇〇〇、〇〇〇〇、合計面積 1,192

m²で太陽光発電用地として使用すると申し出でございませう。番号⑥ですが、安浦町大字女子畑字竹之鼻〇〇〇〇、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、合計面積3,151 m²で太陽光発電用地として使用すると申し出でございませう。番号⑦ですが、豊島町大字豊島字大脇ノ田〇〇〇〇、〇〇〇〇、面積273.91 m²で非農地証明のため、除外するものでございませう。以上が除外の申し出についてです。以上の7件につきまして、現地調査を行いました結果、「法律上の除外要件について」妥当と認められましたので、農用地区域から除外し、農用地利用計画を変更するものでございませう。簡単ではございませうが、以上で「農業振興地域整備計画」の変更についての説明を終わらせていただきます。ご意見がございましたらお願い致します。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高 本 委 員：相変わらず、女子畑地区の申請が目立ちます。出された資料では、個々の申請となっています。申請箇所の全体が分かる資料の添付をお願いしたい。また、これだけ太陽光発電設備が設置されると周辺の作物への影響が心配です。

農 林 水 産 課：添付資料につきましては、検討します。太陽光発電施設の設置による影響についての御懸念ですが、当地区は、平地が多く、発電施設自体が低いので、陽光を遮ることもないので、周辺への影響は無いものと考えます。

議 長：その他ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：なければ、本件は、事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり決定します。

（呉市農林水産課退席）

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が1件、報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が2件ございましたので、報告します。この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第3号の非農地証明申請について2件を証明しましたので報告します。

議 長：報告事項について、ご質疑ありませんか。

議 場：（質疑・意見なし。）

議

長：それでは、その他に移ります。

議

長：今回のその他は、昨年の９月の総会で提案のあった、「令和８年度 呉市農業施策に関する要望書」についてです。資料２をご覧ください。昨年の１０月から事務局の協力のもと、農業委員及び推進委員からいただいたご意見を役員会で調査・検討を行い、別紙（案）のとおり取りまとめました。来月、４月の農業委員会総会後に開催される、呉市農林水産部との意見交換の場において、要望書を提出し、市当局と意見交換を行うことを考えています。それでは、「要望書」について、簡単に説明します。予算に関わることから、令和８年度へ向けた農業施策に関する要望としています。つぎに、要望の内容は３つの事項について行うこととしています。１つ目は、担い手育成対策についてです。新規就農者支援に関する内容となっています。２つ目は、農地保全対策についてです。遊休農地再生支援事業や農道、里道及び水路に関する内容となっています。３つ目は、有害鳥獣対策についてです。防護柵等資材購入助成事業やカラスの駆除に関する内容になっています。説明は以上ですが、本年１２月の合同意見交換会で、この要望書に関する状況を市当局に確認をして行こうと考えています。何か「要望書」についてご意見・ご質問ありませんか。

議

場：（委員の意見交換で出された意見）

- ・担い手育成事業（３年間・１８０万円）の対象者や対象農地（例えば農振農用地）等の基準がありますか。
- ・農業は、きつい割に儲からない。食べていけないので農業を継ぐ者がいない。
- ・農業に限らず多くの産業で、後継者不足が言われている。呉市外から新規就農者を呼び込む手立てが必要。
- ・この要望書と国の新規就農者支援事業を併せて利用できるのか。
- ・補助金（生活支援）の話ばかりしているが、農地や技術習得の支援が大事ではないか。
- ・国の支援事業は、採択要件が厳しく使い勝手が非常に悪い。（県により運用が違う）
- ・ＪＡにより新規就農者の受け入れ対応に違いがある。旧ＪＡ呉が受け入れなかったのに、ＪＡ広島ゆたか管内へ定住し、就農している者が複数いる。
- ・新規就農者も大切だが、現在頑張って若い就農者が自立出来るような支援が優先されるべき。

議

長：要望書の運用については、呉市農林水産課との協議が必要となりますが、まずは、当委員会としての要望を提出する事が大事です。要望しても採用して貰えない場合もあると思いますが、出し続ける事が大事と考えます。

議

長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事務局：この程の事務局員の人事異動により，坂原事務局長と根本主事が転出されることになりました。順にご挨拶をお願いします
事務局挨拶（坂原事務局長，根本主事）

議長：今までを通して，ご意見，ご質問はありませんか。

議長：なし。

議長：それでは，次回の日程を申し上げます。

次回，令和7年第4回総会は，4月30日 木曜日 午後2時から
場所は，呉市役所 7階 755から758号室です。

議長：以上で令和7年第3回呉市農業委員会総会を閉会します。
本日のご審議，ありがとうございました。

（午後2時50分）

以上は，令和7年第3回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 7 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員